

○阿武町集落支援員設置要綱

平成30年3月15日

告示第3号

改正 平成31年3月25日告示第20号

令和2年3月31日告示第22号

令和4年3月18日告示第7号

令和5年2月22日告示第8号

(目的)

第1条 人口減少及び高齢化が進行する本町において、地域の実情及び課題を把握し、住民と行政の協働のもと、コミュニティ機能の維持・活性化を推進するために集落支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(業務)

第2条 支援員は、前条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる業務（以下「支援員業務」という。）を行うものとする。

- (1) 地域の状況調査及び点検に関すること。
- (2) 地域の課題の把握及び抽出に関すること。
- (3) 地域活力の維持及び集落の活性化に関すること。
- (4) 地域内外での連携、協力体制づくり及び連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める活動に関すること。

2 支援員は、自らの活動の状況を明らかにした集落支援員活動報告書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(任用)

第3条 支援員は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうちから町長が任用する。

- (1) 地域の実情に精通し、地域への関心が高い者
- (2) 支援員業務の内容を理解し、地域活性化への意欲を有している者
- (3) 心身ともに正常な状態で誠実に活動ができる者

2 町長は、支援員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支援員を解任することができる。

- (1) 支援員から退任の申出があったとき。
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があるとき。
- (4) 支援員として、ふさわしくない非行があったとき。

(任期)

第4条 支援員の任期は、任用の日から起算して1年以内とし、最長3年まで延長できるものとする。ただし、町長が特別に認める場合に限り、最長5年まで延長

できるものとする。

(身分)

第5条 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(勤務条件等)

第6条 支援員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日当たり7時間30分かつ1月当たり150時間を超えない範囲で、職務内容に応じて町長が定める。

2 勤務日及び勤務時間の割振りは、阿武町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則（令和2年阿武町規則第4号。以下「会計年度任用職員勤務時間等規則」という。）第4条の規定にかかわらず、所属長が定める。

3 前2項に定めるもののほか、支援員の勤務条件等は、会計年度任用職員勤務時間等規則に定めるところによる。

(報酬等)

第7条 支援員の報酬は、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年阿武町条例第19号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）の規定にかかわらず、日額10,400円を超えない範囲で、職務内容に応じて町長が定める。

2 前項に定めるもののほか、支援員の報酬及び費用弁償は、会計年度任用職員給与等条例に定めるところによる。

3 町長は、第2条に規定する業務及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給するものとする。

(福利厚生)

第8条 支援員に対する健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の適用については、それぞれの法律の定めるところによる。

(公務災害補償)

第9条 支援員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は山口県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例の定めるところによる。

(秘密の保持)

第10条 支援員は職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年告示第20号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第22号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第7号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第 号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

